

(建作様式第4号)

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））支給申請書

労働局長 殿

（公共職業安定所長経由）

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））の支給を受けたいので申請します。
(申請年月日) 年 月 日

① 計画届の認定番号										
② 申 請 者	(フリカナ) 職業訓練法人の名称 (フリカナ) 代表者の役職名及び氏名		〒							
	所在地									
	(フリカナ) 代理人又は提出代行者 ・事務代理者の名称 (フリカナ) 氏 名		〒							
	所在地									
担当者の職名及び氏名		イ 職名			ロ 氏名					
申 請 額	③区分		④所要費用				※算定額			
	職業訓練施設等 設置整備事業		円				円			
⑤本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無				有（名称： ） ・ 無						
⑥ 訓練設備の詳細（宿泊関連の設備含む）										
訓練設備の名称		規格	計画				実績			
			数量	単価	金額	数量	単価	金額		
⑦ 訓練施設の詳細（宿泊関連の設備含む）										
訓練施設の名称		施設の内容 注：「その他の部分の延床面積」欄は、管理室、事務室等について記入すること。						工事実施期間		
		構造及び 総延床面積 (㎡)	教室		実習場		その他の部分 の延床面積 (㎡)	金額	着工年月日	完成年月日
			室数	延床面積 (㎡)	室数	延床面積 (㎡)				
計画										
実績										

⑧ 【支給申請日から起算して過去5年間における本コースの支給申請状況】

	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	合 計
計画届の受理番号						
支給申請書の提出年月日						
支給申請額						
支給決定額						

(注) この申請書を提出するときは裏面の注意事項を参照して下さい。

※ 労 働 局 処 理 欄	●計画届認定年月日 年 月 日					●支給申請書受理年月日 年 月 日	
	●支給決定年月日 年 月 日					●支給決定番号	●支給決定金額 円
	局長	部長	課長	補佐	係長	担当	備考

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））の支給申請について

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、建設工事における作業に係る広域的な教育訓練を実施する職業訓練法人が、認定職業訓練（建設事業に直接関連するものに限る。）の実施に必要な職業訓練施設等の設置・整備を、所在地を管轄する都道府県労働局（以下、「管轄労働局」といいます。）長へ計画の届出を行い実施する場合にその要した費用につき支給される人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））の支給申請を行うときに管轄労働局長へ提出するものです。
- (2) この申請書は、当該事業が終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- (3) この申請書には、以下の書類を添付してください。
 - ①職業訓練施設の場合
新築、増改築、修繕又は購入の区別に応じ次の書類
 - a 新築、増改築又は修繕
 - (a) 職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（建作様式第4号別紙）
 - (b) 工事請負契約書（工事費内訳書を含む。）及び新築、増改築又は修繕に要した総費用の領収書の写し
 - (c) 職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真、各教室及び各実習場の写真（増改築又は修繕の場合は増改築又は修繕に係る部分の写真）
 - (d) 都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写し及び知事からの認定通知の写し
 - b 購 入
 - (a) 職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（建作様式第4号別紙）
 - (b) 売買契約書の写し及び購入に要した費用の領収書の写し
 - (c) 職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに各教室実習場の写真
 - (d) 都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写し及び知事からの認定通知の写し
 - ②職業訓練設備の場合
 - a 職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（建作様式第4号別紙）
 - b 所用費用の領収書
 - c 都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写し及び知事からの認定通知の写し
- (4) 助成金の支給があった日から「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）を準用して算定した年数を経過する日まで間（設備の賃借の場合は、助成対象となる期間）は、助成金の支給対象となった職業訓練施設又は職業訓練設備について用途を変更しないこと、管轄労働局又はハローワークが必要に応じて求める職業訓練施設又は職業訓練設備の使用状況等についての調査に協力すること、1年（賃借の場合は6ヶ月）ごとに職業訓練施設等使用状況報告書（別様式第4号の2）により報告にすることが必要となります。なお、用途の変更があった場合は助成金を全部又は一部返還していただくことになります。
- (5) 管轄労働局又はハローワークへの届出日以前に職業訓練施設の着工、又は職業訓練設備の整備手続等を実施した場合は助成対象とはなりません。

2 記入上の注意

- (1) ①「計画届の受理番号」欄は、労働局が受理した本助成コースの計画届（写）記載の番号を記入してください。
- (2) ②「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入した上、申請者の氏名等の記載をして、委任状（任意様式）（原本）を添付して下さい。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る職業訓練法人の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入してください。
- (3) ④「所要費用」欄は、前記1の(3)の領収書の写しの金額の所要費用合計額を、記入して下さい。
- (4) ⑤「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (5) ⑥「訓練設備の詳細（宿泊関連の設備含む）」⑦「訓練施設の詳細（宿泊関連の設備含む）」欄は、整備する内容によって該当するいずれかの箇所に記載してください。また、記載欄が足りない時は同様内容を任意の様式により添付して下さい。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。
- (5) 支給額は100円未満切り捨てとなります。